

丹波市誌作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成 28 年告示第 191 号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、丹波市誌作成業務受託候補者を特定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務名

丹波市誌作成業務

3 業務内容

丹波市誌作成業務公募型プロポーザル仕様書（別紙 1）（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 20 日（金）

※令和 6 年度から令和 7 年度の継続事業

5 委託上限額

- (1) 金 7,175,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) この金額は、本業務の予算規模を示したものであり、業務委託料の積算にあたってはこの範囲内とすること。
- (3) 令和 7 年度の成果物の納品をもって業務完了となるため、令和 6 年度中の支払は発生しないものとする。

6 参加資格

応募者は、企画提案書の提出日において、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、提出後も委託契約締結までに要件を欠くような事態が生じた場合は、契約の対象としないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、市税を滞納していないこと。ただし、市税は丹波市の課税に限る。
- (3) 本プロポーザルへの参加意向申出書（様式 2）の提出日から契約の

日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準(平成18年告示第778号)で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)であること。
- (5) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

ア 本業務にかかる評価委員会の委員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例(平成24年丹波市条例第53号)第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

7 質問の受付及び回答等

本プロポーザルに対する質問がある場合は、質問書(様式1)を電子メールで送信すること。

- (1) 提出期限 令和6年11月22日(金)午後5時(厳守)
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出先 丹波市ふるさと創造部総合政策課広報広聴係
担当:村上、鶴身

E-mail: sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

TEL: 0795-82-0916

※メール送信時は、件名を「丹波市誌作成業務に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。

- (4) 質問への回答 令和6年11月26日(火)午後5時以降、市ホームページに回答を掲載する。

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、次のとおり参加意向を申し出るものとする。市は、提出書類を確認のうえ、参加資格確認の結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

- (1) 提出期限 令和6年12月2日(月)午後5時(厳守)

- (2) 提出書類
- ア 参加意向申出書（様式2）
 - イ 会社概要（様式3）
 - ウ 実績調書（様式4）
 - エ 国税・市税納税証明書
- ※本市の入札参加資格者名簿に登録がない参加者については、入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。
（丹波市ホームページ 検索用 ID:4273[物品、役務]
<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/4273.html>）
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参・郵送・電子メールとする。また、持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内とする。
- (5) 提出先 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市ふるさと創造部総合政策課広報広聴係
担当：村上、鶴身
E-mail：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp
TEL：0795-82-0916
- ※メール送信時は、件名を「丹波市誌作成業務に関する参加意向申出書」とし、添付ファイルとして送信すること。
なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。

9 企画提案書の提出

企画提案書には、本業務に対する取組方針やアピールポイントなどを記載し、A4判横、左綴り、片面印刷で、30ページ以内で作成すること。表紙には、「丹波市誌作成業務公募型プロポーザルに係る提案書」と提案者名を記載し、目次を付し、それぞれのページに見出しを、ページ下部にページ番号を付すること。また、デザイン案として、表紙及び構成意図を伝えやすいと思われるページの冊子見本をA4版カラーで作成すること。

(1) 提出期限 令和6年12月13日（金）午後5時（厳守）

- (2) 提出書類
- ア 提案書（様式7）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 見積書（様式8-1、8-2）
 - エ 実施体制調書（様式9）
 - オ 業務分担表（任意様式）
- ※市と提案者の役割分担がわかるもの

カ 業務工程表（任意様式）

キ 上記のデータすべて

- (3) 提出部数 紙媒体 各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
電子媒体（CD-R 等）各 1 部
※提出部数のうち副本 9 部については、社名や標章など参加者を特定できる記述等を伏せて提出すること。
- (4) 提出方法 持参または郵送
- (5) 提出先 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地
丹波市ふるさと創造部総合政策課広報広聴係
担当：村上、鶴身

10 受託候補者の特定

(1) 特定の方法等

- ア 取扱要綱の定めによる公募型プロポーザル方式とする。
- イ 本プロポーザルの審査は、丹波市誌作成業務受託候補者特定に係る評価要領（以下、「評価要領」という。）に定める方法により評価項目について審査し、本業務の受託候補者を選定し、丹波市工事業者等入札参加者審査会による審査の後、本業務の受託候補者として特定する。
- ウ 参加者が 4 者以上の場合、企画提案書類により 1 次審査を実施し、事務局で上位 3 者を選定する。また、審査結果は、令和 6 年 12 月 5 日（木）頃に文書により通知する。
- エ プレゼンテーション（2 次審査）通知書により参加の通知を受けた者は、指定された日時・場所においてプレゼンテーションを実施する。
- オ 各評価委員は、企画提案書など提出された書類及びプレゼンテーションの内容に対して採点を行い、点数の高い者から評価順位をつけ、各評価委員の順位を合計し、その合計値が最も低い提案者を受託候補者として選定する。また、2 番目に低い提案者を次点候補者とする。ただし、基準点（評価点の合計平均 60 点）に達した者がいないときは、受託候補者の選定は行わない。
- カ 順位の合計が最も低い受託候補者が 2 者以上ある場合は、評価項目 1～12 の得点合計が高い者を受託候補者とする。
- キ 前記の方式をもって比較しても差がない場合は、審査委員会の多数決により選定する。
- ク 企画提案書を提出したものが 1 者のみであった場合は、その者を

上記の評価基準に基づき審査したうえで協議し、審査委員会が認めた場合はその者を最適な者として特定する。

(2) プレゼンテーション(2次審査)

- ア 日 時 令和7年1月8日(水)午後1時30分から
※時間等詳細については、別途通知します。
- イ 場 所 丹波市役所本庁中会議室(2階)
- ウ 実施方法 1者あたり50分以内とし、提出書類の説明者(以下「説明者」という。)はプレゼンテーションを20分を行い、その後、評価委員によるヒアリングを30分実施する。

エ 留意事項

- 当日の出席者は3名以内とする。ただし、実務を担当するプロジェクトマネージャーやプロジェクトリーダーを必ず含めること。
- 事前に提出のあった企画提案書類を基にプレゼンテーションを実施する(当日の資料提出は不可)。
- プレゼンテーションでは、企画提案書類の中で特に提案したい点や口頭で補足したい点、提案の背景などを求めるものとする。
- 市が用意するプレゼンテーション用機器は、次のとおりとする。ただし、使用については自由とする。
 - (A) 65型液晶モニター1台
 - (B) HDMIケーブル・USB-TypeCケーブル
- 機器の設置は、プレゼンテーション開始時間までに行うものとする。
- 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、審査の対象としない。
- 指定した時間に遅れた場合は失格とする。
- プレゼンテーションは非公開とする。
- 提案説明及び質疑応答については、音声の録音を行う。
- プレゼンテーションの実施順序は、提案書の提出順とする。
- 受託候補者の選定結果は、2次審査結果通知書(様式11)の発送により通知する。
- プレゼンテーションの審査結果は、本市ホームページにて公表する。

11 契約の締結

前記10により本業務の受託候補者として特定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合又は本市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点受託候補者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、受託候補者と市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえで仕様書を確定するものとする。

(2) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

※提案内容及び見積金額のまま契約を行うものではない旨、十分に了承されたい。

12 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案見積額が上限額を超えた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、評価委員会が社会通念に照らし無効にあたる事由があると認める場合

13 実施スケジュール（予定）

日 時	内 容
令和 6 年	
11 月 12 日（火）	公募開始（HP 掲載）
11 月 22 日（金）午後 5 時	質問書（様式 1）提出締切
11 月 26 日（火）午後 5 時以降	質問回答
12 月 2 日（月）午後 5 時	参加意向申出書（様式 2）、会社概要（様式 3）、実績調書（様式 4）提出締切
12 月 5 日（木）以降	参加資格確認結果通知書（様式 5）を送付
12 月 13 日（金）午後 5 時	企画提案書等関係書類提出締切
12 月 16 日（月）以降	1 次審査（4 者以上応募の場合のみ）
12 月 19 日（木）頃	1 次審査結果通知書（様式 10）送付

令和7年	
1月8日(水)	プレゼンテーション(2次審査)
1月下旬	2次審査結果通知書(様式11)送付(H P掲載)
1月下旬～	契約仕様の確定に向けた協議
2月中旬	参考見積の徴取
2月下旬	開札
2月下旬	契約締結
2月下旬	業務開始
令和8年	
3月20日(金)	業務完了

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、受託候補者の選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例(平成16年丹波市条例第9号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。また、企業活動における秘密事項で情報公開請求があった場合に開示を望まない部分については、該当箇所を明示しておくものとする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、そのものに対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 審査経緯は公表しない。
- (8) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

15 問い合わせ先

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市役所ふるさと創造部総合政策課広報広聴係
担当：村上、鶴身
TEL：0795-82-0916 FAX：0795-82-5448
E-mail：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp